

令和5年9月

篠栗町議会第3回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月4日(月)～14日(木) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	4	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	9	5	火	考 案 日		
第3日	9	6	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	7	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	8	金	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	9	土	休 会		閉 庁
第7日	9	10	日	休 会		閉 庁
第8日	9	11	月	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	12	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	13	水	予 備 日		
第11日	9	14	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会

# 令和5年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和5年9月4日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第57号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第6, 議案第58号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第7, 議案第59号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第8, 議案第60号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9, 議案第61号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10, 議案第62号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
56	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕	予算 特別委員会
63	篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について	総務建設 常任委員会
64	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
65	子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
66	篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
68	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
69	令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
70	令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
71	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
72	令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
73	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
74	令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
75	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
76	令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 令和5年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和5年9月6日(水) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	吉本 文枝	議員
2.	8番	古屋 宏治	議員
3.	2番	浦野 雅幸	議員
4.	6番	横山 和輝	議員
5.	4番	門馬 良	議員
6.	5番	太郎良 瞳	議員
7.	1番	崎山 佐穂	議員

# 令和5年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和5年9月14日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
〔令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕
- 第2, 議案第63号 篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について
- 第3, 議案第64号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4, 議案第65号 子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5, 議案第66号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第6, 議案第67号 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第68号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第69号 令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9, 議案第70号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10, 議案第71号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11, 議案第72号 令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第12, 議案第73号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第13, 議案第74号 令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第14, 議案第75号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第15, 議案第76号 令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第16, 意見書案第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

第17, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和5年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月4日(開会)



令和5年 第3回 定例会 会議録

日時 令和5年9月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

開会に先立ち、本定例会より一時ライブ配信を中止しておりますことを申し添えておきます。

それでは本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットに配信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進行いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、品川静議員、8番、古屋宏治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月14日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

したがいまして、会議は本日から9月14日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第56号から議案第76号までの計21議案が提出されております。

それでは、議案第56号から議案第76号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともにご多忙の中ご出席賜り誠にありがとうございました。9月に入って少し気温も下がり過ごしやすくなってまいりました。最近の台風は迷走気味ですので、台風11号の動向が気になるころではございますが、季節は初秋でございます。

7月の集中豪雨では、篠栗町では林道や一部の農地に被害が出たものの、人的被害は免れました。今年も、久留米市をはじめ、県内各地で集中豪雨による災害が発生いたしました。改めて、豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。政府は、今回の九州北部と秋田県を襲った豪雨災害について、被害を受けた地域を激甚災害指定するとの発表がありました。これを受けて、既に一部予算化もしておりますが、篠栗町においても復旧を急ぎます。もうしばらくは台風シーズンでございます。災害に対する備えをしっかりとしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染関連について申し上げます。連休明けの5月8日から新型コロナウイルス感染症も5類へと移行になり、私たちの生活も以前の日常が戻ってまいりました。できるだけ多くの対象者の方々がしっかりとワクチン接種をしていただくとともに、これまで励行していただいた、うがいや手洗い等の感染予防対策を引き続きしっかりととっていただいて、感染者数減少に向けての努力を引き続き怠らないようにしたいものでございます。

そうしたなか、『篠栗祇園夏まつり』が、山笠や露店も復活して4年ぶりに以前の姿で開催されました。あいにくの大雨で花火を打ち上げることは出来ませんでした。少しずつ活気が戻ってきたことを実感いたしました。

また、9月には、多くの行政区で感染対策を十分に図った上での『敬老会』が開催されます。

まだまだ新型コロナウイルスの感染対策はしっかりと、感染拡大しないように注意しなければなりません。10月以降に町が主催する『文化祭』『ささリンピック』など、町民の皆様が楽しみにしていただいている交流の場としての行事についても、開催に向けて準備を進めております。どうぞよろしくお願いいたします。

さる8月29日30日に、福岡県町村長中央研修会が全国町村会館で開催され、私も参加いたしました。年に1度、国内外の最新の情報と話題に触れることのできる大事な機会でございます。その講義の中で、テレビでよく拝見する、神田外語大学の興梠一郎先生のお話に成程と思いました。「東京電力は8月24日に、福島第一原子力発電所の処理水を海洋放出し始めました。これから30年間を目処に続けられます。この放出はIAEAが処理水におけるトリチウム濃度は基準以下であると認めたことによる放出ですが、政府は当日、岸田総理大臣の処理水放出は安全である旨の記者会見と、経済産業省のホームページでの同様の記載があるものの、福島第一原子力発電所から放出される処理水のトリチウム濃度が、年間換算で22兆ベク

レル程度であり、原発を有する各国が放出する処理水に比べて大変低い濃度である。中国の原発では186兆ベクレル放出されているにもかかわらず、福島における『処理水放出』は放射能汚染水だとメディアを通じて主張している、といった政治問題化していることに対して、国は無反応ではないか」との指摘がございました。私たちはこうした国が抱える課題について、処理水放出による風評被害に苦しむ地元漁民を救うためにも、自分の課題としてしっかりと議論し、知識を深める必要があると痛感いたしました。

さて、篠栗町都市計画マスタープランについては、令和5年度いっぱいまで中間見直しを終了し、県に見直し案を報告する予定で作業を進めておりますが、昨今の篠栗町における民間の開発意欲には目を見張るものがございます。糟屋郡各地の開発が一巡し、いよいよ最東部のわが町に目が向けられ始めたことを実感いたします。中間見直しに当たっては、自然豊かな篠栗町の持つ魅力を活かしつつも、民間の開発意欲を削ぐことのないように取り組むとともに、次年度以降の都市計画系の体制充実をはじめ、町として取り組んでいかなければならない事案に合わせた、柔軟な体制の見直しを進めていきたいと考えております。

組織の改正につきましては、議会にお諮りすることになると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、職員の人財育成についても、チャレンジすることが仕事であり、ルーティーンは作業であるという意識の徹底を図り、職員1人一人が「新しいことをする・工夫をする・改善をする」体制を構築したいと考えております。

あわせて、新たな体制となった議会に対しましても、行政としてこれまで踏襲してきたスタイルから脱却して、さらなる説明責任を果たすべく努力してまいることをお約束いたします。今後とも議会の皆様におかれましてはご指導・ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

諸情勢報告を終わります。

続きまして、本定例会に提案しております議案第56号から議案第76号までの21議案について説明をいたします。

議案第56号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」であります。

本議案は「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、令和5年7月8日から大雨で発生した災害の復旧のため、令和5年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ114億3,717万円とするものであります。

議案第57号から議案第59号までの3議案は、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い、後任の委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第60号は「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります小林知生氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第61号は「篠栗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります郡嶋正弘氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として青木晃司氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第62号は「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります上野順子氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、後任として新たに明松美智子氏を委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第63号は「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」であります。

本議案は、故柳池フサエ氏及び故柳池義春氏から寄附金を故人の意思に基づき、町の教育及び地域振興に係る施策の財源に充てるための基金として積み立てるため本条例を制定するものであります。

議案第64号は「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため本条例を制定するものであります。制定の内容は実施区域で変更となる町名等につ

いて改正を行うものであります。

議案第65号は「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本議案は、子育て支援の施策として、公費医療に係る保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、篠栗町子ども医療費・篠栗町重度障がい者医療費及び篠栗町ひとり親家庭等医療費の公費医療費について、助成を拡充し自己負担額等を改正することに伴い、所要の規定を整備するため関係条例の一部を改正するものであります。

議案第66号は「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センター「オアシス篠栗」入浴料における区分を改定するものであり、1人1回230円にて設定している60歳以上の入浴料について、適用年齢を65歳以上に引き上げるため本条例の一部を改正するものであります。

議案第67号は、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたこと及び放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が発出されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、安全計画及び業務継続計画等の策定、感染症及び食中毒の予防等に必要な措置の明確化、及び放課後児童支援員の資格要件を定めるものであります。

議案第68号は「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、現金精算の開始等により駐車場利用者の利便性向上を図るとともに、篠栗町利用駐車場施設の老朽化による大規模改修に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号から議案第71号までの3議案は「令和4年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

議案第69号は「令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第70号は「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第71号は「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上、3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第72号は「令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金5,644万5,000円を、建設改良積立金へ積立するもの、及び令和4年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第73号は「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金7,510万809円を減債積立金へ積立てするもの、及び令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の承認に付するものであります。

議案第74号は「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ6億9,723万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ121億3,440万7,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方特例交付金を516万2,000円、地方交付税を8,557万7,000円、国庫支出金を6,155万円、県支出金を664万1,000円、寄附金3億4,410万円をそれぞれ追加し、繰入金3億円を減額するものであります。

また、令和4年度に確定いたしました繰越金3億8,192万8,000円、諸収入562万8,000円、町債1億551万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、庁舎防災関連改修設計委託料1,818万2,000円、企画費といたしまして、

産業団地法面調査観測委託料、彩り台植栽業務委託料、池の端区暴風柵設置工事等4,217万円、情報政策費といたしまして、住民情報システム変更委託料181万5,000円、戸籍住民基本台帳費といたしまして、戸籍データクレンジング作業委託料211万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

民生費におきましては、障害者福祉費といたしまして、国県支出金返還金2,944万7,000円、児童育成事業費といたしまして、勢門幼児プール解体工事監理委託料、勢門幼児プール解体工事3,875万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、個別接種促進支援金、国庫支出金返還金3,825万円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、農業振興費といたしまして、有害鳥獣保管用冷凍庫設置工事110万7,000円を追加するものであります。

商工費におきましては、観光費といたしまして、PR動画及びデジタル広告実業務委託料、観光コンテンツ造成事業委託料、観光プロモーション企画委託料、九大の森ベンチ設置工事、森林セラピーホームページ変更委託料を1,642万9,000円を追加するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、道路用地購入1,646万7,000円、河川費といたしまして、池の端地区防災工事2,300万円、町営住宅管理費といたしまして、耐震診断計画業務委託料175万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

教育費におきましては、小学校管理費といたしまして、篠栗小学校給湯器更新工事1,314万5,000円、勢門幼稚園管理費といたしまして、空調機設置工事増額535万6,000円、総合センター管理費といたしまして、ホール特定天井・照明LED化改修設計委託料956万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費といたしまして、萩尾地区災害復旧工事を1,200万円、林道施設災害復旧費といたしまして、小葉山線、若杉線災害復旧工事6,050万円、農地災害復旧費といたしまして、城戸、萩尾地区災害復旧工事500万円をそれぞれ追加するものであります。

公債費におきましては、元金といたしまして、財務省財政融資資金等333万円1,000円を追加するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計133万4,000円、基金費といたしまして、柳池フサエ教育地域振興基金積立金3億



4,410万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとしたしまして、臨時財政対策債を1,288万9,000円減額し、緊急防災・減災事業債2,680万円、地域活性化事業債70万円、防災対策事業債2,300万円、災害復旧事業債3,310万円をそれぞれ追加し、新たに地方債を追加するものとしたしましては、公共施設等適正管理推進事業債を3,480万円追加するものであります。

議案第75号は「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ5,039万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,110万4,000円とするものであります。

議案第76号は「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ486万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,099万円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明について大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第56号から議案第76号までの21議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第57号から議案第62号までの6議案は、人事案件でございますので委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第63号から議案第68号までの6議案につきましては、タブレットの掲載の議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第69号から議案第73号までの5議案の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第56号及び議案第74号から議案第76号までの4議案の補正予算については、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については申合せにより、委員長は、6番、横山和輝議員、副委員長は、9番、栗須信治議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

最後に報告4件について、報告4号及び5号は予算審査後、報告6号及び7号は決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第57号、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第5、議案第57号から日程第7、議案第59号の3議案については、関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし3議案一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号から議案第59号の3議案を一括議題といたします。

3議案を一括して、田村総務課長の説明を求めます。

はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（田村 明広） それでは、議案第57号から議案第59号までの「糟屋郡公平委員会委員の選任について」の3議案について一括して説明をいたします。  
議案第57号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） 城戸清壽

（生年月日） \_\_\_\_\_

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

次のページに履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、任期につきましては、令和5年11月1日から令和9年10月31日まででございます。

続けて議案第58号及び、議案第59号は、同じく「糟屋郡公平委員会委員の選任について」の案件でございますので、議案番号、住所、氏名、生年月日についてのみ説明をいたします。

議案第58号（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） 安倍政明

（生年月日） \_\_\_\_\_

議案第59号（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） 尾畠弘典

（生年月日） \_\_\_\_\_

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの総務課長の説明の3議案に対し、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております3議案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第5、議案第57号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」  
本案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。  
日程第6、議案第58号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」  
本案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。  
日程第7、議案第59号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」  
本案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。  
日程第8、議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」  
を議題といたします。

議案の説明を田村総務課長に求めます。

はい、田村総務課長。

○総務課長(田村 明広) それでは、議案の説明をいたします。

議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) 小林知生

(生年月日) \_\_\_\_\_

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、現委員の小林知生氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付しておりますのでご参照ください。

なお、任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの総務課長の説明に質疑はございませんか。

はい、質疑がないようでございます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認め、討論は省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を、平山福祉課長に求めます。

○福祉課長（平山 智久） はい、説明いたします。

議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

（住所） \_\_\_\_\_

（氏名）青木晃司

（生年月日） \_\_\_\_\_

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 郡嶋 正弘 氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

履歴書は次ページ記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和6年1月1日から令和8年12月31日まででございます。

ます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

日程第10、議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を田中学校教育課長に求めます。

どうぞ、課長。

○学校教育課長（田中 久善） ご説明します。

議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） 明松美智子

（生年月日） \_\_\_\_\_

令和5年9月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育委員、上野順子氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付していますのでご参照ください。

なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

この委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよ

うに配慮するとともに、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっているため、この方は保護者枠での任命をお願いしています。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 学校教育課長、丁寧な説明ありがとうございました。ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時40分